

議案第 77 号

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例  
の一部を改正する条例案

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例(平成 27 年桐生市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を同条第 8 号とし、同条第 4 号を同条第 7 号とし、同条第 3 号中「第 30 条第 2 項各号」の次に「(法附則第 9 条第 1 項の適用がある間は、同項第 1 号イ、第 2 号イ(1)及びロ(1)並びに第 3 号イ(1)及びロ(1))」を加え、「掲げる」を「規定する」に、「市町村」を「市」に改め、「が定める額」の次に「並びに法附則第 6 条第 4 項の規定により市が定める額」を加え、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (3) 教育認定こども 子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。)第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子どもをいう。
- (4) 満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (5) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育認定こども及び満 3 歳以上保育認定子ども 無料
- (2) 満 3 歳未満保育認定子ども 別表第 1 に定める額

第 3 条第 2 項中「前項」を「前項第 2 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第 1 各月初日の支給認定保護者の属する世帯等の階層区分の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同表 A の項中「生活保護法」の次に「(昭和 25 年法律第 144 号)」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「(平成 6 年法律第 30 号)」を、「児童福祉法」の次に「(昭和 22 年法律第 164 号)」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同表備考 1 中「地方税法」の次に「(昭和 25 年法律第 226 号)」を加え、同表備考 2 中「教育・保育給付認定保護者」の次に「等」を加え、同表備考 2(1)中「寡婦福祉法」の次に「(昭和 39 年法律第 129 号)」を加え、「世帯。」を「世帯」に改め、同表備考 2(2)ア中「身体障害者福祉法」の次に「(昭和 24 年法律第 283 号)」を加え、同表備考 2(2)イ中「療育手帳制度要綱」の次に「(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発見第 156 号)」を加え、同表備考 2(2)ウ中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「(昭和 25 年法律第 123 号)」を加え、同表備考 2(2)エ中「特別児

童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「(昭和 39 年法律第 134 号)」を、「国民年金法」の次に「(昭和 34 年法律第 141 号)」を加え、同表備考 3 ただし書中「教育・保育給付認定保護者」の次に「等」を加える。

別表第 3 に次の表を加える。

3 市立認定こども園

一時預かり事業(幼稚園型)

区 分	一時預かり事業 負担金(幼稚園型)
1 時間当たり	100 円

一時預かり事業(一般型)

区 分	一時預かり事業負担金(一般型)	
	1 日当たり	4 時間未満
3 歳未満児	2,000 円	1,000 円
3 歳以上児	1,500 円	750 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 77 号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

市立認定こども園の設立に伴い、こども園における一時預かり事業の利用者負担額の規定を追加するものです。また、3歳児以上の保育料について、子ども・子育て支援法に沿って、無償である旨を明記するものです。